

四監査第 83 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 28 日

四国中央市監査委員 宝 利 良 樹

四国中央市監査委員 谷 内 開

# 監査結果報告書

## 1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査

## 3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	負担金の名称	所管部局	実施日
四国中央地区 防犯協会	令和2年度四国中央地区 防犯協会負担金	市民部 市民くらしの相談課	令和3年6月29日

## 4 監査の期間

令和3年5月28日から令和3年6月29日まで

## 5 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該負担金に係る出納その他の事務の執行が、負担金の目的に沿って行われているかを主眼とした。

### (1) 所管部局関係

- ア 負担金の交付目的及び負担金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 負担金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ウ 負担金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- エ 負担金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### (2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した実績報告等は符合するか。
- イ 負担金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、負担金が対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠

書類の整備及び保存は適切か。

オ 負担金に係る収支の会計経理は適正か。

カ 現金や預金通帳，銀行印等の管理体制は適切か。

## 6 監査の実施内容

事務局職員は、監査対象団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、負担金に係る事務執行等が、その目的に沿って適切に行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

## 7 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、負担金に係る事務は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意又は改善を促したので記述を省略する。

### 【意見】

旅費、ならびに活動費や助成金の一部について、支出に係る根拠規程がなく、慣例により支出しているものが見受けられた。公金である負担金の使途については、適正性や透明性が求められることから、その目的や対象等、支出の根拠となる規程の整備について、所管課と検討されたい。また市の例規を準用する場合には、所管課と連携を図り、その改正等について遅滞なく対応されたい。

# 四国中央地区防犯協会

## 団体の概要

### 1 設立の目的

犯罪のない明るい地域社会の実現を理想として地域住民、地域社会、企業・団体、自治体等全ての社会の構成員が治安情勢に関する現状と課題に対する問題意識を共有するための必要な施策を講じるとともに、相互のパートナーシップの理念の下に良好な治安の維持に向けて地域ぐるみの防犯活動を推進することで、住民等の防犯意識の高揚と各防犯団体の円滑な発展に努め、もって「安全・安心なまちづくり」に寄与することを目的とする。

### 2 事務局所在地

四国中央市三島中央5丁目4番20号（四国中央警察署内）

### 3 組織（令和3年4月1日現在）

正会員 四国中央市、別子山防犯協会、四国中央警察署、防犯相談所74か所、  
四国中央地区少年警察ボランティア協会

賛助会員 43団体

役員 19名（会長1名、副会長2名、理事14名、監事2名）

顧問 6名

### 4 実施事業（会則で定めている事業）

- (1) 地域安全対策についての調査、研究
- (2) 地域安全思想の普及
- (3) 地域安全組織の充実、強化
- (4) 地域安全施設の拡充、強化
- (5) 街頭犯罪・侵入犯罪の防止
- (6) 青少年の健全育成と非行防止
- (7) 暴力、銃器、有害薬物の追放
- (8) 風俗環境の浄化
- (9) 自転車等の防犯登録の推進
- (10) 地域安全功労者（団体）の表彰
- (11) その他地域安全上必要な事業

## 財政援助の概要

### 1 負担金の名称及び金額

四国中央地区防犯協会負担金 13,000,000 円

### 2 事業の実施事項

- (1) 街頭犯罪・侵入犯罪防止（防ごう犯罪）活動の推進
- (2) 少年の非行防止と健全育成活動の推進
- (3) 振り込め詐欺等身近な知能犯罪の被害防止活動の推進
- (4) 暴力等組織犯罪からの被害防止活動の推進
- (5) 青パト活動の充実及び防犯カメラの設置
- (6) 総合的な地域安全活動の推進
- (7) その他防犯上必要な事業

### 3 負担金に係る収支決算状況（令和2年度）

歳入総額 13,719,373 円

歳出総額 13,715,876 円

翌年度繰越額 3,497 円

#### 【歳入】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
負担金	13,020,000	13,030,000	(内 四国中央市負担金 13,000,000)
助成費	170,000	170,000	賛助会員助成費
雑収入	19,600	19,373	労働保険徴収金等
繰越金	0	0	
防犯カメラ整備費 戻し入れ	0	500,000	
合計	13,209,600	13,719,373	

#### 【歳出】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
職員費	7,664,772	7,592,469	給料等
事業費	3,439,416	3,982,455	防犯カメラ管理費等
防犯相談所活動費	1,120,000	1,144,540	防犯活動費等
広報車購入積立金	50,000	50,000	
助成金	370,000	381,000	青色防犯パトロール助成金
負担金	565,412	565,412	愛媛県防犯協会連合会負担金等
合計	13,209,600	13,715,876	